

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 地域医療構想等調整会議活性化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療企画係 電話番号：058-272-1111(内3235)

E-mail : c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 10,618千円 (前年度予算額) 10,630千円

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	10,630	0	0	0	0	0	10,630	0	0
要求額	10,618	0	0	0	0	0	10,618	0	0
決定額	10,618	0	0	0	0	0	10,618	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成27年の改正医療法に基づき、将来(目標年：2025年)あるべき医療提供体制を、二次医療圏ごとに策定することとされ、当構想を検討する場として、各圏域に地域医療構想等調整会議を設置し、協議を進めているところ。

引き続き、将来の医療ニーズに対応するため、病床規模の適正化（病床削減）を図るとともに、病床機能の適正配分（高度急性期、急性期から不足する回復期への転換、慢性期から在宅医療等への移行）をさらに進める必要がある。

(国が令和7年度中に策定する新たな地域医療構想の策定に係るガイドラインの内容を踏まえて対応していく)。

(2) 事業内容

- ・圏域ごとの地域医療構想等調整会議にて参加し、議論が活性化するよう助言を行う
地域医療構想アドバイザーに対して、同会議への出席要請
(5圏域×4回=20回)
- ・地域医療構想アドバイザーミーティングへの参加 (3回)
- ・地域医療構想アドバイザーによるデータ分析

(3) 県負担・補助率の考え方

地域医療介護総合確保基金（国2／3 県1／3）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	473	アドバイザー謝金
旅費	433	費用弁償、業務旅費
需用費	7	お茶代
委託料	9,705	データ分析に係る委託料
合計	10,618	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第8期岐阜県保健医療計画

岐阜県地域医療構想

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

地域医療構想実現に向け、病床機能の分化・連携を促進し、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H27)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
①一般病床及び療養病床数	18,014	16,557	14,978		14,978	

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想アドバイザーの地域医療構想等調整会議への出席及び助言 (2回×5圏域（西濃圏域は3回）) <p>地域医療構想アドバイザーの助言により、活発な議論を促すとともに、各医療機関にとって有益なデータの提示等により、地域医療構想等調整会議の活性化を図られた。</p>
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想アドバイザーの地域医療構想等調整会議への出席及び助言 (2回×5圏域（中濃、飛騨圏域は3回、東濃圏域は4回）) <p>地域医療構想アドバイザーの助言により、活発な議論を促すとともに、各医療機関にとって有益なデータの提示等により、地域医療構想等調整会議の活性化を図られた。</p>
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想アドバイザーの地域医療構想等調整会議への出席及び助言 (2回×5圏域（東濃、飛騨圏域は3回）) <p>地域医療構想アドバイザーの助言により、活発な議論を促すとともに、各医療機関にとって有益なデータの提示等により、地域医療構想等調整会議の活性化を図られた。</p>
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	地域医療構想は医療法に位置付けられた県法定計画であって、その実現のために関係者が協議を行うものであり、当事業により、協議の活性化が見込まれるため、必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない
(評価) 2	当事業により、地域医療構想等調整会議における議論の活性化が図られることにより、地域医療構想が推進されるため、当事業は有効である。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている
(評価) 2	事業の実施方法について、厚生労働省との連携を図ることから効率的に事業を実施することができる。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

医療機能の分化・連携を図るため、救急や周産期といった政策医療などを行う病院の役割に配慮しながら、不足する回復期病床をいかに充足していくか、また、療養病床等から県政モニター調査でもニーズの高い在宅医療等にシフトするため、在宅医療・在宅介護体制を充実させることが大きな課題。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

地域医療構想調整会議は、医療法において策定後の将来の病床数の必要量を達成するための方策等を協議する場と位置付けられており、当会議での議論活性化は今後も必要である。

(国が令和7年度中に策定する新たな地域医療構想の策定に係るガイドラインの内容を踏まえて対応を検討していく)。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	